

## 国民健康保険中央会節電実行計画

### 1. 基本方針

国民健康保険中央会（以下「本会」という。）は、政府の節電実行基本方針（平成 23 年 5 月 13 日、電力需給緊急対策本部決定）及び厚生労働省節電実行計画（平成 23 年 6 月 7 日、厚生労働省決定）に基づき、実効ある節電対策を講じるための計画を策定する。

この計画の実行により、平成 23 年度夏期の電力使用量の抑制に積極的に取り組む。

### 2. 抑制目標

電力使用量について、昨年比 15% の抑制を目指す。

### 3. 実施期間

本計画の実施期間は、平成 23 年 7 月～9 月とする。

### 4. 具体的な節電対策

#### (1)空調関係

- ①冷房中の室温を 28 度とすることの徹底
- ②クールビズの徹底
- ③サーバ室内の個別空調機器の適切な温度設定（サーバに支障をきたさない範囲で可能な限り設定温度を上げる。）
- ④日射抑制のためのブラインドの適切な調整

#### (2)照明関係

- ①蛍光灯の点灯本数の削減
- ②常時使用していないエリアの消灯の徹底
- ③昼休み時間（12 時～13 時）の原則消灯
- ④従来型蛍光灯を、消費電力削減効果のある高効率蛍光灯や LED 照明に交換
- ⑤デスクライトの原則不使用

### (3) O A 機器関係

- ① 使用していない O A 機器の電源プラグを抜くことによる待機電力の削減
- ② パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープ（スタンバイ）モード等の活用
- ③ プリンタ、コピー機、F A X の稼働台数の削減
- ④ 長時間離席する場合の O A 機器の電源 O F F

### (4) その他

- ① 私的な電気機器の持ち込み使用禁止を徹底
- ② 階段利用の励行
- ③ 節電推進委員会を設置し、節電の取り組みを推進

※上記(1)～(4)以外でも節電に繋がると考えられることを各自が積極的に実施する。

## 5. 進捗管理の実施

定期的に節電実績のチェックを行い、本計画の実施状況を確認する。

## 6. 節電実行計画の見直し

本計画は、実施状況や効果などを勘案し、必要に応じて随時見直しを行う。

## 7. その他

本会が入居するビルオーナーが策定する節電実行計画を遵守する。